

## 平成 22 年度 給水装置・排水設備工事等に関する担当者会議 議事録

- 1 開催場所 上下水道局 4 階 401 会議室
- 2 開催日時 平成 22 年 11 月 22 日(月)10:00～
- 3 出席者 市給排水設備課 井上補佐、吉永副主幹兼係長、日高副主幹  
申間副主幹兼係長、坂本副主幹  
宮崎管工事協同組合 上山理事（工事委員長）、藤岡理事（資材委員長）  
村川理事（厚生委員長）、野崎事業部長

### < I 給水装置工事に関すること >

#### 1 水質検査について

##### ①水質検査件数について

水質検査について、集合住宅や住宅を問わず宅内全ての水栓でバケツに採水し、光を当て砂害について検査される場合もありますが、集合住宅の場合、戸数も多く検査終了まで数時間かかる場合もあります。

検査件数についてご検討をお願いいたします。

##### (ご回答)

- ・安全な水を給水する必要がある、残塩の確認を含め全数検査を行っております。
- ・検査時間に関しては迅速に対応したい。

##### ②砂確認時の処置について

同上水質検査において砂の確認があった場合、現在は検査を途中で中止し、洗浄後再検査を後日行っていますが、砂の確認等があった場合の検査手順等の検討をお願いします。

##### (ご回答)

- ・対象箇所について、再洗管後、再検査をお願いします。
- ・検査については、砂が確認されても、残りの分は続行して検査を行います。
- ・洗管を十分お願いします。

## 2 申請時等の対応について

### ①混雑緩和について

受付業務を行われる職員の方が年休等で不在の場合等、大変混み合い、時間が掛かる場合があります。

申請受付窓口数を含め混雑時の対応のご検討をお願いいたします。

(ご回答)

- ・どうしても、午前中に混雑するのはご理解いただきたい。
- ・窓口対応については混雑時には出来るだけ善処したい。

### ②職員不在時の対応について

閲覧やメーター出庫する場合、所用で職員が不在の場合がございます。

所用で不在時の場合等の対応のご検討をお願いいたします。

(ご回答)

- ・対応について、係で出来るだけ善処したい。

### ③水圧データ測定について

配水管の水圧データが設計・施工上必要な場合がありますが、交通事情等によりデータが入手できない場合等に関し、御当局内部でデータの作成調整が出来ないものでしょうか。

(ご回答)

- ・水圧データの蓄積分が市街地分については90数パーセントあるので、調整してデータをそろえるようにします。
- ・主任技術者がスムーズに検査ができるようにデータをそろえます。

## 3 申請書等記入方法について

申請書等書類の記入方法で記入指導方法の相違が生じる場合がございます。事務所に掲示板等もございますが、記入例・記入に当たっての注意点等の記入凡例があると助かります。

(ご回答)

- ・課の東壁等に記入例が掲示してあるので活用していただきたい。
- ・「市水道事業給水条例施行規程」、「市給水装置工事に関する要件」等を

参考にして記入していただきたい。

4 給水装置工事に係る情報閲覧の土曜日対応について

給水装置工事に係る情報閲覧のパソコンについて、せめて土曜日だけでも閲覧ができないのでしょうか。

(ご回答)

・庁舎管理上及び個人情報の管理上から、パソコンによる情報閲覧は出来ません。

5 井水から市水への切替について

お客様から、井水から市水への切替えが必要な時、既設管16φをそのまま流用できないかの要望がたびたびあります。

説明はしていますが、既設管流用の方法はあるのでしょうか。

(ご回答)

- ・まず、井水と給水は性質が全く違います。
- ・受付審査時に申し込みを行って頂き、検査員が現場、材質等を確認して判断したい。

## < 2 排水設備工事に関すること >

### 1 検査について

#### ①留守時等の検査写真等について

完成検査時に施主の都合等により検流が出来ない場合、後日検流の検査状況を写真で提供するように指導がありますが、全ての部屋の写真が必要でしょうか。

また、既設アパートの下水切替えによる完成検査でも入居者が留守の場合、留守の部屋すべての検流状況の写真の提出が現在必要ですが、全ての部屋の写真が必要でしょうか。

検査サンプル数についてご検討をお願いいたします。

(ご回答)

- ・新築で検流の確認が出来ない場合は、全て検査状況写真が必要です。既設は検査員が状況を判断して指示をしている。
- ・既設アパートは、全ての部屋の検流写真は必要ないが、誤接等が無いように社内検査リストは全室提出してもらっています。

#### ②検査の土曜日対応について

検査日程について、月一回位、土曜日の検査ができないものでしょうか。

(ご回答)

- ・平成 21 年度より、平日共稼ぎなどで検査立会いが出来ない施主もあり、検流写真を添付して対応しており、土・日の検査はしておりません。

#### ③合流区域で無い区域における雨水検査について

合流区域で無い所は雨水の検査をする必要は無いのではないのでしょうか。

(ご回答)

- ・雨樋等の誤接続による不明水の原因対策上、雨水検査のご協力をお願いしています。
- ・検査官が 2 名行きますが、誤接続による不明水対策上 1 名が確認することになっていますので、ご協力をお願いします。

## 2 申請書等記入方法について

申請書等書類の記入方法で記入指導方法の相違が生じる場合がございます。事務所に掲示板等もございますが、記入例・記入に当たっての注意点等の記入凡例があると助かります。

(ご回答)

- ・同じように説明しているつもりであるが、色々な事例があり、やり取りの中で違いが生じていると思われるので、今後の参考にしたいので、事例があれば教えて頂きたい。

## 3 浄化槽撤去工事の施工範囲外の不具合等の対応について

浄化槽撤去工事の施工範囲外の既設管が滞留やマスの規格が違う等、申請時に施主の1筆があった場合、受理されるかどうか明確にして欲しい。

(ご回答)

- ・施主が既設管を希望している場合は既設管で対応しています。
- ・排水設備基準に合わない管、桝については申請時に聴き取り判断を行い、許可をしています。
- ・分流地区での雨水の流入する恐れのあるコンクリート桝や汚水・雑排水の流れを阻害する配管等は認めていないが、既設管等はいろいろなケースがあるので申請する前にご相談ください。

## 4 下水汚水桝の90Yの使用について

塩ビ桝の90Yの製品は販売されていますが、施工が認められていないのは、何故でしょうか。

(ご回答)

- ・枝管から本管への接続で90Yを使用すると逆流等が発生し、他の流れを阻害するので、原則的に45Yの使用を指導している。
- ・本管同士は90Yを使うようにしている。
- ・施工上支障があり45Yが難しい場合は90Yでも認めているので、申請時に相談してください。
- ・段差付き90YSSについては使用を認めています。
- ・色々な事例があるので、その都度ご相談ください。

### < 3 その他 >

#### 【上下水道局より全排水指定工事店への願い】

- 1 配水設備基準を理解していない業者が多く見られる。
- 2 2階以上の建物で2以上の階に排水設備を設ける場合、通気管が設置されていない事例が多い。
- 3 コインランドリー洗濯排水に糸くず、布くず、ボタン等の流入を防ぐためのランドリー阻集器が設置されていない事例が多い。
- 4 排水管が直線である時、その管径の120倍以内に柵が設置されていない事例が多い。
- 5 深いところに基準どおりの内径の柵が設置されていない事例が多い。
- 6 私道等で車両の往来があるところは埋設深が45cm以上になっているが、それより浅く布設されている事例が多い。
- 7 施工の際、施主に対し説明不足の場合が多い。  
完成検査において、分流地区で屋外に設置してある流しや洗濯機が未接続の場合、接続する必要性を説明するが、施工業者から説明を受けていないという理由で施主に理解してもらうのに苦労する。
- 8 事前調査が不十分の申請が多く見られる。  
事前調査が不十分で、申請図面と完了図面が大きく違うケースが多く見られるが、軽微な変更は良いが大きな変更は協議して欲しい。
- 9 自主検流をしていないと思われる現場が多い。  
完了検査において、完了図面と違い、手洗い、洗面等が別の柵に流れることが多い。  
自主検流をしていれば完成図面との違いは無いはずである。
- 10 大きなマンション等で完了図面と現場が違う場合が多い。  
完了図面と雑排水等の排水たて管の接続している柵が違う場合が多く見られる。

- 11 完了検査における手直し等の指摘内容、指摘事項に対して業者の対応に差がある。

完了検査時に手直し指示があった場合は、1週間以内に再検査を受けることになっているが、早急に手直しを行う業者がいる一方、長期間手直し工事を行うことなく放置しておいて、検査員が数回連絡をいれないと手直しをしない業者もいる。

- 12 完了届の提出について

工事で配管の接続工事は完了しているが、外構工事が長くかかるといった事例が多く見られる。

外構工事が長くかかるような場合は、下水道使用料の関係もあるので、接続工事が完了後、完了届の提出をお願いしたい。